

# 自律と協働のまちづくりを目指して。

平成22年度～26年度（平成23年3月7日策定）



## ◎基本理念

地方自治体を取り巻く状況は、長引く景気の低迷、きわめて厳しい地方財政状況の下、急速な少子・高齢化の進行など、さらに厳しさを増してきています。

こうしたなか、住民ニーズの多様化、国際化、高度情報化の進展、さらに地方主権改革の進展など、地方自治体の責任はますます大きくなり、「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思えるまちづくりが求められています。本町では、昭和61年に最初の行政改革大綱を策定し、平成21年度が終期であります。標茶町第2期行政改革大綱（集中改革プラン）までの期間にわたって、行政改革の取り組みを継続して実施してきました。こうした長年にわたる行政改革の取り組みで事務事業の見直しや組織・機構の改革などが進められ、徹底した歳出抑

制に努めるとともに、効率的な行政運営体制の構築が図られました。

平成19年に施行された地方分権改革推進法をはじめとする国の行革指針は、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確化し、それに伴い、地方公共団体の自主性と自立性を高めることを求めており、自らの判断と責任による行政運営促進のため、限られた財源と多様な住民ニーズに 대응する行政サービスの展開すべく、引き続き行政の簡素化及び効率化を推し進めるとともに、任務分担を明確にする中、行政と住民がともに地域課題解決の道筋を築く体制が必要となります。

そのためには、長い年月をかけ築き上げてまいりました本町のまちづくりの根幹をなす「協働」の精神がきわめて重要であり、町民の皆さんが積極的に参加できる体制を整

えていかなければなりません。このような中で、行政改革の手綱を緩めることなく、健全な行政運営を進め、継続的に行政改革に取り組むために「標茶町第3期行政改革大綱（自律と協働のまちづくりを目指して）」を策定いたしました。

本大綱は第2期の「行政改革大綱」を踏まえ、効率的、能率的な事務事業の実現を強力に推し進める指針として位置づけるものです。

限られた経費・人員・時間の中で最大の効果を得るため、また、地域主権型時代に対応した身の丈にあった持続可能な行政基盤を創り上げるため、共に行政改革に取り組むべく引き続き町民各位のご理解とご協力をお願いするところであります。

標茶町行政改革推進本部

本部長 町長 池田 裕二

